

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。	被 相 続 人	
	経営相続承継受贈者	

1 特例相続非上場株式等に係る会社					
① 会社名		⑦ 相続開始の時ににおける経営相続承継受贈者の役職名			
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（ 署）				
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の 確認の状況	確 認 年 月 日	平成 年 月 日	
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	円		確 認 番 号		
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無	
⑥ 相続開始の時ににおける従業員数	人				
(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑧までの各欄を記入します。 2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。 4 ⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。					

2 特例相続非上場株式等の明細					
受 贈 年月日	① 相続開始の時ににおける発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時ににおいて保有していた株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額 (「(注)4」参照)	⑤ 価 額 (③×④(ただし「(注)5」参照))
	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	円
・ ・				A	
(注) 1 ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 ②欄の数等又は④欄の金額の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。 3 ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。 4 ④欄の金額は、贈与の時ににおける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を相続特別措置法第70条の7第2項第5号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。 5 特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、相続特別措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける特例贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。 6 A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。					

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算			
この欄は、「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ (①－②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
(注) ②欄の数等の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。			

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
---------	---------	---	----	----	--	--	--

※の項目は記入する必要がありません。